

寒川町告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年2月9日

寒川町長 木村俊雄

1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

寒川町一之宮三丁目及び一之宮四丁目地内

3 縦覧場所

高座郡寒川町宮山165番地

寒川町都市建設部都市計画課